

秘密表示（朱印）

秘  
 無 明 庫

部 数 指 示	発信用	執務用	備 考
主 信	2		
付			
属			

發送日	昭和51年7月5日	
処理日		
発 信	タイプ	校 査

文書課長

### 公 信 案

(分類)

公 信 番 号	<span style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">北 北</span>	第	<span style="font-size: 1.5em;">868</span>	号	公 信 日 付	昭和	<span style="font-size: 1.5em;">51年7月18日</span>								
<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">大 臣</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">政 務 次 官</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">事 務 次 官</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">外 務 審 議 官</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">外 審 務 議 官</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">官 房 長</td></tr> </table>		大 臣	政 務 次 官	事 務 次 官	外 務 審 議 官	外 審 務 議 官	官 房 長	<p>主 管 <span style="font-size: 1.2em;">アジア局長</span></p> <p>次 長 <span style="font-size: 1.2em;">長</span></p> <p>参 事 <span style="font-size: 1.2em;">長</span></p> <p>北 東 ア ジ ア 課 長 <span style="font-size: 1.2em;">長</span></p> <p>首 席 事 務 官 <span style="font-size: 1.2em;">長</span></p>		<p>起 案 昭 和 51 年 6 月 30 日</p> <p>起 案 者 <span style="font-size: 1.2em;">是松</span>      電 話 番 号 <span style="font-size: 1.2em;">2415</span></p>					
大 臣															
政 務 次 官															
事 務 次 官															
外 務 審 議 官															
外 審 務 議 官															
官 房 長															
<p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold;">秘密指定解除</p> <p>公文書監理室</p>															
受 信 者				発 信 者											
<span style="font-size: 1.5em;">在 韓 国 大 使</span>				<span style="font-size: 1.5em;">外 務 大 臣</span>											
写 送 付 先				( 希 望 発 送 日 )											
<span style="font-size: 1.5em;">在 釜 山 総 領 事</span>				月      日											
件 名															
<span style="font-size: 1.5em;">旧 軍 人 軍 属 等 朝 鮮 半 島 出 身 者 遺 骨 引 渡 ( 向 題 )</span>															

GA-2

1 191

外 務 省

回 覧 番 号

西北第 868 号  
昭和 51 年 7 月 1 日

在大韓民国大使殿

外務大臣

(件名)

旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題

引用公・電信  
日付・番号

往電第 1547 号 (50.12.27)

6月

1. 22日、在日韓国大使館長趙<sup>2</sup>等書記官は、北東アジア課を  
来訪し、旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し  
問題に關し、次のとおり申し入れられた。(高橋応待)

現在祐天寺に預托中の残置遺骨 1,169 柱のうち、  
遺族が確認された 22 柱も引渡して載せたい。

(※印は文書課記入)

※ 付属添付  付属空使 (行)  付属空便 (DP)  付属船便 (貨)  付属船便 (郵)

ついては (1) 引渡し時期 (2) 引渡しの方法 (韓国側  
としては、従来どおり、釜山まで日本側が輸送し、釜山において  
韓国側が遺骨を受領したい。) (3) [REDACTED]

(4) 釜山における慰霊祭の実施 (47年12月引渡しの際は、  
韓国側は慰霊祭を行い、日本側は招待により慰霊祭に  
参列したが、韓国側 [REDACTED] としては今回は [REDACTED] 慰霊祭は行わない  
考えである。) について日本側の考えを回答願いたい。

2. これに対して、当方より、厚生省と協議して善処する旨  
と、あえぎ答えておいたところ、(1) 及び (2) については、厚生省と  
協議中であり、(2) 及び (3) については、韓国側の意向に  
沿うラインで考えている。(4) については、慰霊祭は日本側  
としても、特に行う必要はないと考えている。以上  
貴館参考まで通報する。なお本件を最終的に

解決するための解決案(引用往電別電)については、  
昨年12月26日 韓国側に対し再呈示したところ、韓国側  
から反応がないものの、いつまでもこのまま放置しておく  
わけにはいがないので、解決案に基づき、厚生省が  
遺骨名簿を官報に公示する時期のメドがつき次第、  
韓国側に対し「先に呈示した解決案と近く実行指  
針を申し入れる積りである。

本信写送付先 釜山